

## 雨水排水計画（基本計画エリア）

## ■開発区域内の排水の基本方針

計画区域内の排水については、現況が開発されることにより流出量が増加する為、下流でつなぐ下水道計画断面に対して大きな負荷が生じる。よって、溢水等による被害の発生が想定されることからこのような状況を未然に防ぐ施設計画を行う。

## ■地区内の排水計画

## 1) 排水計画

- ・公共下水道計画にもとづいた地区外からの雨水排水の流入箇所を受けて、地区内に排水ルートを設定し開発区域内の流量を取り込みながら遅滞無く下流に導く計画とする。
- ・開発区域からの流出流量は、下流で決定している公共下水道計画決定時の断面に見合った流量となるように地区内で調整機能をもたせた（調整池）計画とする。

調整池…一般的に治水・排水対策において、下流河川改修計画はあるが、当面実施される見込みがないと判断される場合設置される。

## ■地区内の排水整備計画

地区内の排水に計画においては、公共下水道流域との整合をはかり、流末に至る区間で増加流出する雨水量にたいして施設を新たに計画し、事業費算定の基礎資料とする。なお、流末で取り付ける公共下水道計画断面には当地区の開発は加味されていないので、地区内に調整池を配置し流出量を調整する計画とする。

- 1) 開発区域内の排水に対しては、開発基準に準じて排水施設の整備計画を行う。
- 2) 排水施設は地区内道路敷地内に埋設する構造物として計画する。
- 3) 排水施設ルートは極力最短距離で流末に導く計画とする。
- 4) 地区内には雨水排水の調整施設として調整池を設け、下流河川への負担を軽減する。調整池の計画にあたっては、熊本県土木部河川課の【開発許可申請に伴う調整池設置基準（案）】に基づく計画とする。
- 5) 開発区域内の計画概要

